

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- 1 オンライン請求を行っています。
- 2 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を無償で発行しています。
- 3 オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 4 マイナ保険証利用率30%以上を維持しております。

電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。健康管理について相談のある方は診察時又はよろず相談窓口にお声がけください。

- 6 マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実現するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

とっても簡単! **マイナンバーカード**

1 受付
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

2 本人確認
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

3 同意の確認
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

2026年6月1日
JA静岡厚生連遠州病院

